

## 学校法人立教学院立教大学公的研究費の不正使用に係る内部通報制度運用規程

施行 2007年10月1日

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人立教学院立教大学（以下「本学」という。）における競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）の不正使用について、内部通報の処理体制、内部通報者（以下「通報者」という。）の保護その他内部通報に関し必要な事項を定める。

(公的研究費の定義)

**第2条** この規程において、「公的研究費」とは別表に掲げるものをいう。

(内部通報制度運営委員会)

**第3条** 本学の内部通報制度について、通報者及び被通報者の保護等円滑な運営をはかるために、内部通報制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は総長が委嘱する。

- (1) 総長が指名する者 1人
- (2) 財務部管理職から 1人
- (3) リサーチ・イニシアティブセンター管理職から 1人
- (4) 内部監査室管理職から 1人
- (5) 人事課管理職から 1人

3 前項の委員の任期は、2年とする。委員は、再任されることができる。

4 運営委員会に、委員長を置く。委員長は、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 運営委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

6 運営委員会の事務局は、総長室に置く。

(通報の方法)

**第4条** 通報の方法は、電話、電子メール及び書面によるものとする。

(通報の窓口)

**第5条** 本学における通報窓口を内部監査室内に設置し、通報窓口はその受付事務を処理する。

(通報の受付)

**第6条** 通報窓口は、通報を受け付けた場合、速やかに内部通報予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）に連絡する。

(予備調査委員会)

**第7条** 通報の内容に関する調査を行うため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、第3条第2項第1号から第3号まで及び総長が指名する者若干人の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。委員は、再任されることができる。

4 予備調査委員会に、委員長を置く。委員長は、第3条第2項第1号の委員をもって充てる。

5 予備調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

6 予備調査委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

(予備調査委員会における調査)

**第8条** 予備調査委員会は、当該通報の内容について速やかに事実確認の調査を行うものとする。

2 調査の実施に当たっては、通報者及び被通報者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(予備調査結果の報告)

**第9条** 予備調査委員会委員長は、予備調査の結果を総長、総長室長及び当該学部長・研究科委員長・研究所長・補助金プロジェクト長等に報告する。

(本調査の要否判断)

**第10条** 総長は、予備調査結果の報告を受け、不正使用の事実があると認められるとき及び不正の可能性があると疑われるときは、本調査を開始するため速やかに内部通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(予備調査結果の通知)

**第11条** 総長は、予備調査の結果及びその後の措置について、通報者及び被通報者に対し、双方の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ通知するものとする。

(資金配分機関への報告)

**第12条** 総長は、調査委員会の設置を決定したときは、資金配分機関へ報告しなければならない。

(調査委員会)

**第13条** 調査委員会は、予備調査の結果を受け、事実内容の調査及び認定作業を行う。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は総長が委嘱する。

- (1) 当該学部・研究科教員 1人
- (2) 総長が指名する者 若干人
- (3) 予備調査委員会委員 若干人

3 調査委員会に、委員長を置く。委員長は、総長が指名する。

4 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

5 調査委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

(調査委員会における調査)

**第14条** 調査委員会委員は、常に公平普遍の態度を保持し、すべて事実に基づき調査を実施する。

2 調査委員会は、調査の実施に当たっては、通報者及び被通報者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

3 調査委員会は、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により本調査を行う。

4 調査委員会は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査・認定結果の報告)

**第15条** 調査委員会委員長は、調査・認定結果を総長に報告する。

(調査への協力義務)

**第16条** 各部署及び勤務員は、予備調査及び本調査の実施に際して必要な協力を求められた場合は、調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。

(秘密保持)

**第17条** 予備調査委員会委員、調査委員会委員その他通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(通報者等の保護)

**第18条** 総長は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 総長は、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由としてその者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 総長は、通報者及び調査協力を行った者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせを行った者がいた場合には、学校法人立教学院就業規則（以下「就業規則」という。）に従って、理事長に懲戒処分等を提案することができる。

(通報の誠実性)

**第19条** 通報は、客観的かつ合理的根拠に基づいた誠意あるものに限られるものとする。虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他悪意による通報であってはならない。

2 総長は、前項に反する通報を行った者に対し、就業規則に従った理事長への懲戒処分の提案等の措置をとることができる。

(本調査結果の通知)

**第 20 条** 総長は、調査委員会の調査結果及びその後の措置について、通報者及び被通報者に対し、双方の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ通知するものとする。

(不正使用の認定及び処分)

**第 21 条** 総長は、調査・認定の結果、不正使用の事実が認定された場合は、速やかに当該研究費の執行を停止する。

2 総長は、当該不正使用に関与した勤務員に対し、就業規則に従って、理事長に懲戒処分等を提案することができる。

3 総長は、不正使用の事実がなかったと認定された場合は、当該勤務員の名誉回復措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(報告)

**第 22 条** 総長は、不正使用の認定及び処分等について資金配分機関へ報告しなければならない。

(通知)

**第 23 条** 総長は、不正使用の認定及び処分等について、通報者及び被通報者に対し、双方の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ通知するものとする。

(事務局)

**第 24 条** 予備調査委員会及び調査委員会の事務は、内部通報制度運営委員会の事務局が行う。

(規程の改廃)

**第 25 条** この規程の改廃は、部長会の議を経て総長が行う。

## 附 則

この規程は、2007年10月1日から施行する。ただし、第5条（通報受付窓口の設置）は、2007年11月1日から施行する。

### 別表 競争的資金等一覧（第2条関係）

#### 1 文部科学省の競争的資金

- (1) 科学研究費補助金
- (2) 科学技術振興調整費
- (3) 21世紀COEプログラム
- (4) グローバルCOEプログラム
- (5) 世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
- (6) キーテクノロジー研究開発の推進
- (7) 地球観測システム構築推進プラン
- (8) 原子力システム研究開発事業

#### 2 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金

- (1) 戦略的創造研究推進事業
- (2) 先端計測分析技術・機器開発事業
- (3) 革新技術開発研究事業
- (4) 独創的シーズ展開事業
- (5) 産学協同シーズイノベーション化事業
- (6) 重点地域研究開発推進プログラム
- (7) 地域結集型研究開発プログラム等

### 3 文部科学省の公募型の研究資金

- (1) 私立大学学術研究高度化推進事業
- (2) 都市エリア産学官連携促進事業
- (3) 知的クラスター創成事業
- (4) 安全・安心科学技術プロジェクト
- (5) 世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
- (6) ゲノムネットワークプロジェクト
- (7) 細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト
- (8) ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業
- (9) 再生医療の実現化プロジェクト
- (10) 個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
- (11) がんとランスレーショナル・リサーチ事業－革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進－
- (12) 次世代の電子顕微鏡要素技術の開発
- (13) 知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築
- (14) X線自由電子レーザー利用推進研究課題
- (15) 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト
- (16) 革新的原子力システム技術開発公募

### 4 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

- (1) 地域研究開発資源活用促進プログラム
- (2) 人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業
- (3) バイオインフォマティクス推進事業
- (4) 戦略的国際科学技術協力推進事業
- (5) 先端研究拠点事業
- (6) アジア研究教育拠点事業
- (7) アジア・アフリカ学術基盤形成事業
- (8) 日中韓フォーサイト事業
- (9) 二国間交流事業（共同研究・セミナー）